

令和6年12月
定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和6年12月20日(金) 午前8時58分～9時54分

開催場所 : 坂出市役所本庁 大会議室

出席委員

1番 松浦 雄一	2番 石井 淑雄
3番 吉田 宏明	4番 原 武信
5番 山下 祝	6番 本条 仁史
7番 木下 得代	8番 猪熊 幸雄
9番 大原 眞路(会長)	10番 土井 正幸
11番 高市 佳和	12番 山本 茂
13番 宮本 賢一	14番 藤川 一雄
15番 梶野 和幸(会長職務代理)	16番 山下 恵
17番 富木田 好正	18番 三木 洋一

欠席委員

なし

傍聴推進委員

なし

農業委員会事務局出席者

事務局長	福家 浩文
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局書記	山崎 貴士
事務局書記	藪本 由奈

議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	7件	田	4,190	m ²
			畑	1,132	m ²
第2号議案	農地法第4条許可申請	4件	田	984	m ²
			畑	158	m ²
第3号議案	農地法第5条許可申請	7件	田	6,492	m ²
			畑	89	m ²
第4号議案	非農地証明願	4件	田	3,832	m ²
			畑	2,058	m ²
第5号議案	農地改良に係る届出	件	田		m ²
			畑		m ²
第6号議案	農用地利用集積計画書	35件	田	87,626	m ²
			畑	19,602	m ²
報告第1号	合意解約	3件	田	4,064	m ²
			畑	1,132	m ²
報告第2号	第6号議案の様式変更				

令和6年12月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

ご案内の定刻よりも少し早いですが、只今より12月の定例会を開催いたします。

(議案の訂正)

本日委員のみなさまにご審議をお願いする案件は、第1号議案から第6号議案までの合計57件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中全員の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

また、傍聴人の方が1名お見えになっておりますことも併せて報告いたします。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により梶野会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

(挨拶)

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を17番 富木田委員さんと18番 三木委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、1番 松浦委員さんと3番 吉田委員さんと4番 原委員さんと私で、昨日19日に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」7件を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案農地法第3条許可申請についてご説明いたします。

始めに今回の3条申請7件は、すべて所有権移転によるものとなっておりますことをご報告いたします。

1番、・・・、面積386㎡。【議案読み上げ】

契約内容 無償での譲渡としての申請

申請理由 生前贈与

受人反別 4,402㎡

取得後の営農計画 水稻の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、コンバイン、田植機、トラックが各1台。

農作業歴 10年、年間の農業従事日数 150日程、通作距離 徒歩5分圏内。

2番、・・・、面積815㎡。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 4,469 m²

取得後の営農計画 米・麦の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、コンバイン、耕耘機、田植機、トラックが各1台、
農舎が150 m²。

農作業歴 30年、年間の農業従事日数 150日程、通作距離 車で3分。

3番、・・・、面積1,132 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 96,464 m²

取得後の営農計画 野菜の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、トラックが各10台、農舎1,000 m²。

農作業歴 35年、年間の農業従事日数 300日程、通作距離 車で5分。

4番、・・・、面積1,057 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 家庭菜園としての取得

受人反別 1,400 m²

取得後の営農計画 野菜の自家消費

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、コンバイン、耕耘機、田植機、トラックが各1台。

農作業歴 60年、年間の農業従事日数 150日程、通作距離 車で5分。

5番、・・・、面積214 m²外2筆 計291 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 新規参入

受人反別 0 m²

取得後の営農計画 オリーブ等果樹の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラック1台。

年間の農業従事日数 170日程、通作距離 車で5分。

新規参入ですが、実家が果樹園ですので手伝いの経験はあります。

6番、・・・、面積479 m²外3筆 計1,308 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 新規参入

受人反別 0 m²

取得後の営農計画 果樹（アボカドやみかん）の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 耕耘機、トラックが各1台、農舎100 m²。

農作業歴 11年、年間の農業従事日数 150日程、通作距離 車で30分。

新規参入ですが、申請者は実家が農家であり、農業歴としては11年となっております。地元協力者の支援も得られる状況です。また、あわせて譲り渡し人が持つ住宅も購入しており、将来的には付近に移住予定です。

7番、・・・、面積245㎡外1筆 計333㎡。【議案読み上げ】

契約内容 無償での譲渡としての申請

申請理由 新規参入

受人反別 0㎡

取得後の営農計画 水稻の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラック1台。今後、トラクター、コンバイン、農舎100㎡を導入予定。

農作業歴 6年、年間の農業従事日数 300日程、通作距離 車で40～50分。

新規参入ですが、申請者はイチゴや水稻の栽培に関する農業関係の仕事をしており、農業歴としては6年となっております。また、地元の推進委員の協力も得られている状況です。通作距離については車で40～50分となりますが、あわせて譲り渡し人が持つ住宅も購入する予定であり、来年度中には移住予定です。

以上のことから本日の案件7件につきまして、譲受人については、経営地がすべて適正に管理されていること、農作業に常時従事していること、労働力・通作距離・農機具の所有状況から耕作可能と判断できること、周辺地域への影響がないことなど、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」7件のうち、3番については木下委員さんが関係者でありますので、審議中は退室していただくこととなります。

それでは、3番について審議を行いますので、木下委員さんには退室をお願いいたします。

(木下委員 退室)

3番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、木下委員さんには入室をお願いいたします。

(木下委員 入室)

続いて、1番と2番、4番から7番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」7件につきまして原案どおり承認といたします。

続いて、第2号議案「農地法第4条許可申請」4件を議題に供します
事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」についてご説明いたします。

1番、・・・、面積200㎡。【議案読み上げ】

無断転用の有無 あり

申請地を庭として使っているため、始末書の提出があります。

転用目的 宅地拡張

申請理由

令和4年に現在居住している住宅の隣接地にあたる今回の申請地を庭に造成しました。今後も庭として利用していくことから、無断転用の解消ため申請しました。

農地の区分

都市計画法における用途が第一種低層住居専用地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

排水計画について、雨水は雨水枡を設置、汚水の発生はありません。無断転用の解消のため、新たな造成はありません。

2番、・・・、面積57㎡外1筆 計307㎡。【議案読み上げ】

無断転用の有無 あり

申請地の一部に物置を設置し庭として利用しているため、始末書の提出があります。

転用目的 宅地拡張

申請理由

昭和42年に物置を1棟建築し、その後昭和53年及び平成14年に1棟ずつ物置を建築しました。今後も物置を利用していくことから、無断転用の解消ため申請しました。

農地の区分

都市計画法における用途が第二種中高層住居専用地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

雨水は自然浸透にて処理します。汚水の発生はありません。無断転用の解消のため、新たな造成はありません。

3番、・・・、面積 477 m²。【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 貸駐車場

申請理由

借人の事情を踏まえ、また、毎月安定した賃料収入が得られることから計画いたしました。駐車場の借人は申請地南側にあるお寺になります。お盆やお彼岸、年始に行事を執り行っており、行事の際に駐車場が不足しているため申請地を借りる予定です。

農地の区分

都市計画法における用途が第一種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

雨水は自然浸透にて処理します。造成計画は、天土撤去後に良質な花崗土による盛土を行い、砂利を敷く予定となっております。

4番、・・・、面積 158 m²。【議案読み上げ】

無断転用の有無 あり

住宅の内、離れが申請地にかかっているため始末書の提出があります。

転用目的 住宅拡張

申請理由

昭和42年当時、申請人は親と同居しておりましたが、家族が増え住宅が手狭になったため離れを増築しました。申請地については宅地と認識しておりましたが、今回地目が畑であると判明したため、改めて転用申請することにしました。

農地の区分

都市計画法における用途が第一種低層住居専用地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

雨水は貯め枡を設置、汚水は単独浄化槽にて処理し東側河川に放流します。無断

転用の解消のため、新たな造成はありません。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」4 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」4 件については原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」7 件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 それでは、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」についてご説明いたします。

1 番、・・・、面積 137 m²。【議案読み上げ】

無断転用の有無 あり

転用目的 宅地拡張

申請理由

申請人は、申請地の隣に居住しております。子供の成長に伴い敷地の拡張ができないかと検討していたところ、土地所有者との話がまとまり、宅地拡張を目的として転用申請に至りました。

農地の区分

都市計画により用途が第 1 種低層住居専用地域と定められている第 3 種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地はありません。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

排水計画は、雨水はため柵を設置して、隣接する自宅内の雨水柵に流し、最終的には市道側溝へ放流します。汚水の発生はありません。造成は、無断転用の造成済のため始末書の提出もあります。

2 番、・・・、面積 976 m²。【議案読み上げ】

無断転用の有無 あり

転用目的 貸車両置場

申請理由

申請者は、自動車の整備事業を行っています。申請地の隣に作業所を構えており

ますが、事業の拡大とともに車両置場が不足していたこともあり、親類が所有する隣接地を敷地拡張して事業用地として使用してきました。しかし、農地法の手続きを経ていないことが分かり、代表者自身が取得して自身が経営する会社に貸し付ける計画での申請に至りました。

農地の区分

周辺の状況から 2 種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

排水計画は、雨水枡を通して北側市道沿いの水路へ接続済です。汚水の発生はありません。造成は、平成 15 年頃より造成済のため始末書の提出もあります。

3 番、・・・、面積 1,240 ㎡。【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 太陽光発電設備

申請理由

譲受人は、太陽光発電事業を行っており、事業拡大のため発電用地を探していたところ、農地管理に苦慮している譲渡人と話がまとまり申請に至りました。

農地の区分

周辺の状況から 2 種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

この申請は、国が定める価格で一定期間、電気事業者が買い取る固定価格買取制度、いわゆる FIT 制度ではありませんが、四国電力の送電網を利用して電気事業者へ売電する方法です。造成計画は、整地のみで新たな擁壁はありません。排水計画は、自然浸透で汚水の発生はありません。

4 番から 7 番は、申請者、譲渡人、譲受人ともが同じなので、まとめて説明させていただきます。

4 番、・・・、面積 887 ㎡。【議案読み上げ】

5 番、・・・、面積 253 ㎡外 2 筆。【議案読み上げ】

6 番、・・・、面積 635 ㎡。【議案読み上げ】

7 番、・・・、面積 1,500 ㎡。【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 太陽光発電設備

申請理由

譲受人は、太陽光発電事業を進めており、申請地は日当たり等の条件から採算が取れると判断し、太陽光発電設備を計画したところ、市外に居住していることもあり、農地管理に苦労していた譲渡人と話がまとまったため申請に至りました。

農地の区分

周辺の状況から 2 種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

この申請は、国が定める価格で一定期間、電気事業者が買い取る固定価格買取制度（FIT 制度）の認定を受けています。造成計画は、整地のみで新たな擁壁はありません。排水計画は、自然浸透で汚水の発生はありません。

以上です、よろしくお願いたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」7 件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

本条委員

1 番について、第 2 号議案の 1 番と申請人が同じ方なんですけど、関連というか。隣の方が自宅拡張するということで地目が田になっていたものを田から外す。そういう認識でよろしいんですか。

事務局長補佐

そうですね。自分自身の無断転用の解消と、隣の方も敷地拡張がしたいという思いがちょうど重なって無断転用の解消と、隣の人は自分の駐車場なりの敷地拡張ができるということでの両者の合意があって、同時の申請になっています。

本条委員

わかりました。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」7 件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第 4 号議案「非農地証明願」4 件を議題に供します。

なお、本議案についてはすべて現地調査を実施しておりますので、16 番 松浦委員さんと 3 番 吉田委員さんと 4 番 原委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

松浦委員

それでは、報告させていただきます。

1 番、・・・、面積 651 m²外 4 筆 計 3,832 m²【議案読み上げ】

申請理由

農地法施行前から学校用地として利用しているためです。昭和2年に現在の位置へ移転後、現在も学校用地として利用しています。現在は、体育館の下やグラウンド、駐車場などになっています。

吉田委員

引き続き、2番と3番は所有者が同じなため、まとめてご説明いたします。

2番、・・・、面積138㎡外1筆 計286㎡。【議案読み上げ】

3番、・・・、面積92㎡外2筆 計682㎡。【議案読み上げ】

申請理由

2番の申請理由は農地法の施行前から宅地として利用されていたためです。昭和17年以前から宅地として利用しております。3番の申請理由は以前の所有者が相続した平成4年頃から耕作をしなくなり山林化しているためです。

原委員

4号議案の4番について、ご説明します。

4番、・・・、面積1,090㎡。【議案読み上げ】

申請理由

平成16年ごろから以前の所有者である父親が耕作ができなくなり山林化しているためですが、現状見ておりますとすべて秋の紅葉が進んでおりまして、まったくの山林となっております。以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま現地調査を対応していただいた委員のみなさんより現地調査報告がございましたが、事務局の補足説明を求めます。

事務局書記

第4号議案「非農地証明願」4件につきましては先ほどの松浦委員さん、吉田委員さん、原委員さんのご説明通りです。

1番について補足説明をいたします。学校用地として農地法施行前から使用していた根拠といたしまして、昭和22年の国土地理院の航空写真と昭和23年時点の平面図の提出がありました。こちらの平面図は、当時の新聞記事から抜粋したものになっております。このことから、農地法施行前から学校用地として利用されていると判断しました。

続いて2番について補足説明をいたします。宅地として利用していたことの根拠として、申請地で生まれ、そこに住んでいた人による陳述書と、その人の戸籍謄本の提出がありました。申請地が本籍地になっていたこと、陳述書の署名者の生年月日が昭和17年であったことから、少なくとも昭和17年以前から宅地として利用しており、農地法施行前からであると判断しました。

3番と4番は、それぞれ山林化している状態となっております。

以上のことから、1番と2番については「農地法の施行前から引き続き非農地であったもの」に該当し、3番と4番については「再生利用が困難な農地」に該当するため問題ないと判断しております。

よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま調査担当委員さんと事務局より説明がありましたが、第4号議案「非農地証明願」4件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」4件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

会長職務代理 続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」35件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務書記 それでは第6号議案「農用地利用集積計画書」についてご説明いたします。
今月は新規に農地の貸借をする案件が22件、更新が8件、再設定が5件で、そのうち農地機構を通じた貸借が33件となっております。

以上、農用地利用集積計画書35件はいずれも、農地をすべて効率的に利用していると認められること、農作業に常時従事していると認められることなど旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より第6号議案「農用地利用集積計画書」35件について説明がありましたが、なにかご意見・ご質問はありませんか。

本条委員 最後の2件、34番と35番が相対取引になっていますが、中間機構が間に入っていないければ、来年の4月以降この契約が有効にならないのかどうか。もう一つ、従来、中間機構が入っていない契約があった場合、その契約はこの4月以降も契約期間内において有効なのか、それと更新された場合に相対取引の契約がずっと有効になるのか、その辺を教えてください。

事務局書記 今回、結ばれているものに関しては契約満了日まで有効になります。それが終わって、今度更新する際には農地機構を間に通して契約していただくようになります。

本条委員 そうしたら相対取引でやっているものは、来年4月以降は契約期間が切れて更新するときには中間機構が間に入った契約になる。そういう認識でよろしいですか。

事務局書記 そうですね。

本条委員 わかりました。

会長職務代理 機構が間に入っているものもけっこうありますよね。他にありますか。

宮本委員 相対で提出されているものもありますけれども、相対でここに提出されずにやられているものが随分あると思うんですが、そういう場合は以降どのような動きになりますか。今のままでわからないから、そのままでよいという風になるんですかね。

会長職務代理 過去の土地改良区に話が挙がってきたもので、林田の場合は農業委員会に報告するよう助言はしていましたね。

宮本委員 今言われている相対というのは、農業委員会に通している場合の相対という意味になりますかね。

本条委員 農協を通じての相対があるんですけど、その情報は中間機構にも入っている…

事務局書記 農協を通じての貸借なんですけれども、こちら利用権というのは土地を借人に貸すという契約なんですけれども、農協の作業受委託の契約はあくまで農作業だけを相手に委託するという形になっています。なので、土地を貸す貸借とは別になってきてまして、また、こちら農業委員会も農地機構もすべては把握しきれていない状態になっております。

大原会長 農地法で農地は農業委員会を通さないといけないとなっているが、なかなかそういう風にはいっていないのが現状です。本来は農地法に基づいて、農地は農業委員会の見解においてというのが国の決まりです。

会長職務代理 農園されている方の中で、農業委員会を通さないといけないと認識されている方がほとんどですが、全然知らない人は従来通りのような恰好でやっているのも確かです。

大原会長 事務局、この件で他にありますか。

事務局書記 大丈夫です。

会長職務代理 今後、更新手続きで助言いただいたらよろしいかなと思います。他にありますか。

木下委員 24、25、26 番関連で、24 番で新規で同じ姓での貸し借りしているのはお父さんかなにかですか。今までやってた方がおられて引き継いでいるのか。

事務局書記 そうですね。24 番については、親子間でしっかり契約してやっていこうというところで、息子さんが農業していく中で、あわせて他の土地についてもきちんと契約していこうという流れになっています。

木下委員 息子さんは、今までも農業されていたんですか。

事務局書記 そうですね。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特に重大なご異議もないようですので、第 6 号議案「農用地利用集積計画書」35 件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」3 件についてです。事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」についてご説明いたします。

1 番、・・・、面積 1,132 m²。【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

備考 利用権 賃借権の解消 第 1 号議案 3 番関連

2 番、・・・、面積 815 m²。【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

備考 利用権 賃借権の解消 第 1 号議案 2 番関連

3 番、・・・、面積 955 m²外 2 筆 計 3,249 m²。【議案読み上げ】

解約理由

契約内容の変更です。賃借人は今回新たに他の農地についても、賃借の契約を結んでいきます。その新しい契約と、過去の契約の満了日を統一したいと考え、一度解約に至りました。第 6 号議案 29 番で契約期間を延長し、再度契約し直しています。

備考 利用権 使用賃借権の解消 第 6 号議案 29 番関連

以上、合意解約の説明となります。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」3 件について、なにかご質問はありませんか。

(委員による確認)

各委員 【なし】の声あり

会長職務代理 特にご質問もないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」3 件を

受理し、処理してまいります。

事務局書記

それでは、報告第2号「第6号議案の様式変更」についてご説明いたします。

変更が必要となる経緯ですが、先ほど本条委員さんからもお話がありましたように、今後、農業経営基盤強化促進法の改正により相対契約が廃止されることとなります。これに伴い、農地の貸借の手続きが変更され、これまでは主に2種類の貸付方法で行われておりましたが、農地中間管理機構、香川県で言うと公益財団法人香川県農地機構が間に入り契約を結ぶ方法に、基本的にはなってきます。今後、令和7年4月1日以降に始期が設定される農地の貸借の手続き方法は、相対契約が廃止され、基本的には農地機構が入って手続きすることとなります。

それに伴い、第6号議案の様式をお手元の資料16ページのとおり変更したいと考えております。この資料は農地機構よりデータ提供を受ける促進計画案に基づいて作成したものです。今後、軽微な修正はあるかもしれませんが、農地機構からの提供データを活用した議案書の様式とさせていただきたいと考えております。なお、掲載順序は異なりますが、これまでの様式に記載のあった内容は網羅しております。また、議案の題名が意見聴取となっておりますのは、これまでは市農業委員会で承認という形式でしたが、今後は農地機構から意見聴取を求められ、その後農地機構が促進計画を決定し、県へ申請する流れとなるためです。他にこれまでの変更点として、地域計画への位置づけを加えさせていただいております。左から3番目の目標地図該当番号の欄に番号を振っており、欄外右上に番号の内容を記載させていただいております。この番号の判断は、市の農林水産課が判断しており、事前に農地機構へ回答することになりますので、参考までにご覧いただければと思います。

また、従来の流れより承認までに時間がかかることから、これまでは始期の前月にご審議いただいておりますが、今後はおおむね2か月前となります。そのため、来年2月には、3月1日に始期が設定される現状の「農用地利用集積計画」と来年4月1日に始期が設定される「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取」の2つのご審議をいただくことになるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、説明を終わります。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、報告第2号「第6号議案の様式変更」について、なにかご質問はありませんか。

本条委員

事例として1行書いているけれども、同じ所在地で番地が違って、面積が違って、設定する権利が同じ場合、チョンチョン(〃)になるのか、一行ずつ書いていくのか、記載方法はどのようになるのか。

事務局書記

今までの9ページと同じような形で、同じ部分については一つの枠で結合した形で掲載していきたいと考えております。

本条委員 地番が異なれば、枠が広がるということか。

事務局書記 そうですね。枠が広がって、その中に地番が…

会長職務代理 利用しながら、また変わっていくのかなと思います。

本条委員 今回、登記簿面積と取り扱い面積がありますが、必ずしも同じにならないということですね。その際に枠の話になるが、一行ずつ記載されるのか、ひとまとめで記載されるのか。

事務局書記 面積の部分は一行ずつ記載することになります。行などに関しては、今までと同じように一枠の中に違うところの行数が増えるといったイメージで作っていかうかなとは思っています。

山下（恵）委員 だけれども、合意解約のことを考えると、あんまり一行にまとめすぎると、一部だけ解約することもあるから、分けている方がよいのではないかと。

事務局書記 基本的には同じ契約は一度に解約する場合は多いとは思っているので…

山下（恵）委員 思っても、複数ある中の一つだけ解約するようになったときに、それを考えるのと分けている方が簡単なのではないかなと。

事務局書記 現在も一部だけ解約というのはあるんですけど、その一部分を合意解約の議案には載せさせていただいておまして、こちらで一部だけというのが分かるようにはしております。

会長職務代理 気になる点があったら是正していけたらと思います。他に何かありませんか。

各委員 (委員による確認)
【なし】の声あり

会長職務代理 特にご質問もないようですので、報告第2号「第6号議案の様式変更」については、令和7年2月の議案より変更することといたします。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

(事務局からの連絡事項等)

それでは、これもちまして12月の定例会を閉会致します。
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時54分終了